



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年9月21日火曜日 第243号

## ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課）...1120
指定自立支援医療機関の所在地の変更.....	（ " ）...1120
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	（農地整備課）...1120
保安林予定森林にする旨の通知.....	（森林整備課）...1121
保安林の指定の解除.....	（ " ）...1121
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	（東予地方局環境保全課）...1121
道路の区域変更（県道大茅辰ノ口線）.....	（南予地方局西予土木事務所）...1122
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）...1122

## 告 示

### ○愛媛県告示第1132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
たちばな薬局	今治市立花町一丁目10番3号	株式会社たちばな	今治市立花町一丁目10番3号	代表取締役 西原宏美	精神通院医療（薬局）	令和3年9月1日
もより調剤薬局錦町店	松山市錦町6番地7 T REビル1階	株式会社もより	松山市湊町四丁目8-12	代表取締役 中森淳史	精神通院医療（薬局）	令和3年9月1日

### ○愛媛県告示第1133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
株式会社 水星	松山市中村3丁目1番48号	代表取締役 河合美恵子	訪問看護ステーション まごの手	松山市中村3丁目1番48号	精神通院医療	令和3年9月1日	

### ○愛媛県告示第1134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		担当する医療の種類	変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後		
訪問看護ステーション 蒼空	松山市堀江町甲207番地1	松山市堀江町甲864番地100	精神通院医療	令和3年8月1日

### ○愛媛県告示第1135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、今治市菊間町川上、松尾、池原、浜地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・歌仙地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和3年9月22日から10月20日まで

3 縦覧場所

今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第1136号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

東温市河之内字風呂ノ谷乙1698の40

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1137号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

四国中央市上分町字向山乙127の5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1138号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年9月21日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友共同電力株式会社

新居浜市磯浦町16番5号

代表取締役社長 丹 一志

2 事業場の名称及び所在地

住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所

新居浜市磯浦町16番5号

3 特定施設に関する事項

炭酸ガス製造設備 湿式除塵設備試験装置

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第63号の3 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	処理ガス量1時間当たり180ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	工事着手1週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.5 最大 2.5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 0.5
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.5 最大 5.5
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.02 最大 0.02
	ふっ素及びその化合物（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.8 最大 0.8
	ほう素及びその化合物（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.2 最大 0.2
	セレン及びその化合物（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.0024 最大 0.0024
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0.2 最大 0.2	

4 汚水等の処理施設に関する事項

新居浜西火力発電所 排水処理装置

設置年月日	平成19年10月5日
処理施設の種類	凝集沈殿、活性炭吸着、生物脱窒、セレン還元、ろ過処理、中和処理
処理施設の型式	物理処理、生物処理、化学処理

処理施設の構造	コンクリートピット及び鋼製塔		
処理施設の主要寸法	縦 36.8メートル 横 94メートル 高さ 6メートル		
処理施設の能力	1時間当たり46立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿、活性炭吸着、生物脱窒、セレン還元、ろ過処理、中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~13.5 最大 1~13.5	通常 6~8.5 最大 6~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 40	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 2,000	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 90 最大 90	通常 10 最大 14
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5	通常 1 最大 4

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,067 最大 1,104	通常 818 最大 848
----------------------------	----------------------	------------------

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.2 最大 8.3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 4.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 12
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.45 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.023 最大 0.15
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,158.618 最大 1,158.648

○愛媛県告示第1139号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和3年9月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	大茅辰ノ口線	西予市城川町遊子谷2201番地先から 同町遊子谷2216番地先まで	旧	メートル 3.5~10.0	キロメートル 0.028	
		西予市城川町遊子谷2215番2から 同町遊子谷2215番2まで	新	9.5~14.5	0.028	

○愛媛県告示第1140号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和3年9月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大茅辰ノ口線	西予市城川町遊子谷2215番2から 同町遊子谷2215番2まで	令和3年9月21日